

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第2号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年12月27日 08時00分ごろ
発生場所	神奈川県葉山町長者ヶ埼東方沖 葉山灯台から真方位233°2,900m付近 (概位 北緯35°15.33′ 東経139°32.29′)
事故等調査の経過	平成27年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート <sup>スタンブツ</sup> STAMP II、5トン未満（長さ6.39m）
船舶番号、船舶所有者等	235-39905神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機が濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、長者ヶ埼南西方沖で錨泊して釣りを行っていたところ、風が強くなり、船首部から船内に波が打ち込んできたので、釣りをやめて帰途に就いた。</p> <p>本船は、長者ヶ埼東方沖を速力を上げた状態で北進中、操舵装置のワイヤが切れて舵が制御できなくなり、右旋回することとなり、左舷船尾部のガンネルが海面下となるまで傾斜して海水が船内に流入するとともに、右舷船尾側にいた船長が海に投げ出され、平成26年12月27日08時00分ごろ左舷側から転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底に上がって逗子市所在の所属マリーナに救助を要請し、来援した同マリーナのモーターボートに救助された。</p> <p>本船は、付近を航行中の漁船にえい航されて葉山町葉山新港に着桟した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約10m/s</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 高潮時</p> <p>葉山町には、本事故当日01時30分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。</p>
その他の事項	<p>本船は、和船型で、船外機付きの船舶であった。</p> <p>本船は、船首部から波が打ち込むので、船首を上げるために船外機のトリム角度を調整し、速力を上げて航行していたところ、左舷船尾部に海水が溜まり、乾舷が低くなっていた。</p> <p>船長は、出港前にインターネットで気象情報を入手しており、釣り</p>

	<p>を行うのに問題ないと思った。</p> <p>船長は、本船を上架した際、いつも、船体等の点検作業を行っていたが、操舵装置のワイヤの異状には気付かなかった。</p> <p>船長は、本事故時、防水型の携帯電話を所持しており、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、長者ヶ埼東方沖を速力を上げた状態で北進中、操舵装置のワイヤが切断して舵が制御できなくなったことから、右旋回することとなり、左舷船尾部のガンネルが海面下となるまで傾斜して海水が船内に流入し、転覆したものと考えられる。</p> <p>操舵装置のワイヤが切断したことについては、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、長者ヶ埼東方沖を速力を上げた状態で北進中、操舵装置のワイヤが切断して舵が制御できなくなったため、右旋回することとなり、左舷船尾部のガンネルが海面下となるまで傾斜して海水が船内に流入し、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操舵装置等の安全航行に関わる重要な設備は定期的に点検し、整備しておくこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、気象情報を適確に把握し、強風注意報が発表されている状況下では、出発を見合わせることも考慮すること。</li> </ul>